（特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第三十六条　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同条第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第三条第一項中「前条第四号及び第五号」を「前条第五号から第七号まで」に改める。

（情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部改正）

第三十七条　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に、「及び各省」を「、防災庁及び各省」に改める。

第十四条中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令又は省令」に改める。

（官報の発行に関する法律の一部改正）

第三十八条　官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は」を「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第七条第五項又は」に改める。

（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部改正）

第三十九条　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第二条第二項第二号中「前項第四号及び第五号」を「前項第五号から第七号まで」に改める。

（食料供給困難事態対策法の一部改正）

第四十条　食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第四十一条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第十七条」を「・第十七条」に改める。

第三条第二項中「災害」を「原子力災害」に改める。

第四条第一項第十七号の二中「第三項第七号の九」を「第三項第十号」に改め、同項第十八号を次のように改める。

十八　原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定するものをいい、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。次号において同じ。）に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（以下「原子力防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

第四条第一項第十九号中「災害」を「原子力災害」に、「防災」を「原子力防災」に改め、同条第三項第八号から第十一号までを削り、同項第七号の十中「防災」を「原子力防災」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号の九を第十号とし、第七号の八を第九号とし、第七号の七を第八号とし、第十二号から第十四号の二までを削り、第十四号の二の二を第十二号とし、第十四号の三を第十三号とし、第十四号の三から第十四号の四の二までを削り、同項第十四号の五中「第四条第九項」を「第四条第一項」に改め、「調整に関すること」の下に「（原子力防災に関するものに限る。）」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十五号中「第七号の十」を「第十一号」に、「防災」を「原子力防災」に改める。

第五条第二項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第九条の二を削る。

第十条中「第九条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第二項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第十六条の二を削る。

第十八条第二項の表中央防災会議の項を削る。

第四十条の四第一項中「第七号の九」を「第十号」に改める。

第四十条の六第一項中「第七号の八」を「第九号」に改める。

附則第二条第三項を削る。

附則第二条の二第一項中「第三項第七号の十」を「第三項第十一号」に改め、「第三項及び」を削り、「第四条第三項第十四号の五」を「第四条第三項第十四号」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第二条の三中「デジタル庁」を「防災庁」に改める。

附則第三条の二第一項中「復興庁設置法」の下に「（平成二十三年法律第百二十五号）」を加える。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第四十二条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「内閣府」の下に「、防災庁」を加える。

第九条第二項及び第十条第二項中「他省」を「防災庁又は他省」に改める。

第十五条第四項第二号中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を、「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。

（復興庁設置法の一部改正）

第四十三条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第九条第二項及び第十条第二項中「府省」の下に「又は防災庁」を加える。

第十四条第四項第二号中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を、「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。

附則第三条第一項の表財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「デジタル庁設置法」に改め、同表国家公務員法の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の項中「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）」を「防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）」に改め、同表国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の項から行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）の項までの規定中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の項中「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に、「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に、「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）の項中「デジタ